

# 4月1日から登下校に合わせて、スクールバスの運行時刻が変更になります

4月1日(金)から小中学校の登下校に合わせ、午後4時以降のスクールバス運行時間(平日)が変更になります。各路線ともに主に午後の下り便が変更になりますので、午後4時以降に利用される一般の方は、時刻表をよくご覧の上、ご乗車いただきますようお願いいたします。

- ※1 スクールバスは児童生徒が優先となりますのでご了承ください。
- ※2 小中学校の児童生徒へは学校から連絡があります。



変更期間 春夏期 4月1日(金)～9月15日(木)

## 問合せ先

- スクールバス 下仁田町役場 教育課 学校教育係 ☎82-2115
- しもにたバス 下仁田町役場 地域創生課 企画政策係 ☎64-8809
- 運転管理 上信ハイヤー株式会社下仁田営業所 ☎82-2429 又はバス事務所 ☎82-5038

# しもにたバス福祉利用券の申請について

現在お持ちの「しもにたバス福祉利用券」ですが、有効期限が平成28年3月31日までとなっております。引き続き利用される方及び新たに利用を希望される方は、申請をして下さい。利用券の色が「水色」から「黄色」に変わります。

## 【対象者】

しもにたバス福祉利用券交付対象者は、要件(1)から(3)のいずれかに該当し、下仁田町に住所を有する方です。

- (1)身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2)療育手帳の交付を受けている者
- (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

【申請方法】 健康課福祉係にて申請手続きをして下さい。申請後に福祉利用券を交付します。

【交付枚数】 一人1月45枚を限度とします。

【持参するもの】 印鑑・手帳

【有効期限】 交付を受けた日から当該年度の3月31日までです。

【手帳の提示】 バスを利用する時は、乗務員に手帳の提示をして、福祉利用券をご利用下さい。

【問合せ先】 健康課 福祉係 ☎64-8803(直通)

# 電力の小売全面自由化が始まります!

4月1日から電力の小売全面自由化が始まります。これまでご家庭で使う電気は、各地域の特定の電力会社からしか購入できませんでしたが、そうした電力会社からの購入に加え、国の登録を受けた様々な事業者からの購入も可能になり、いろいろな料金メニュー、電気と他のサービスのセット販売など、自由に選べるようになります。

電気を売る事業者には、契約を結ぶ時に、電気料金や解約時の条件などを消費者に十分説明する義務がありますので、消費者の皆様は十分に説明を聞いた上で契約を結ぶようにしましょう。

経済産業省 電力取引監視等委員会でも、悪質な事業者への監視を強化して参ります。

電力小売自由化についてのお問合せは、国のお問合せ窓口まで

## 【経済産業省 電力自由化についてのお問合せ窓口】

電話番号 0570-028-555

受付時間 9:00～18:00(土日祝日、年末年始を除く)

# 入学祝金を贈呈します!!

- 【対象者】** 平成28年度小学校及び中学校に入学の児童・生徒からが対象となります。
- 【目的】** 下仁田町の次代を担う子どもたちの健やかで生き生きとした成長を支援するとともに、育児に要する保護者の経済的負担の軽減を図るため、小・中学校等への入学時に町内の学齢児童・学齢生徒となる者を扶養している保護者に対し、入学祝金を贈呈し、入学を祝い、子育て家庭の就学準備を支援し、児童・生徒の健全な育成を増進することを目的とします。
- 【支給対象者】** 次の要件のすべてを満たした保護者とします。  
 (1) 小・中学校等に入学する児童・生徒を扶養する保護者  
 (2) 小・中学校等に入学する月において、児童・生徒並びに保護者が下仁田町に住所を有していること  
 (3) 保護者は、町税等を滞納していないこと
- 【支給額】** 児童・生徒1人につき5万円です。\*ただし、現金にて3万円、下仁田町商業協同組合商品券にて2万円とします。
- 【支給方法】**  
 ・現金3万円は、保護者の口座に振り込みます。・下仁田町商業協同組合商品券は、入学式で贈呈します。  
 \*下仁田町の学校に入学されない方は、通知にてご案内させていただきますが、健康課福祉係までお出掛け願います。  
 お持ちいただく物 …1.「通帳(振込口座)」 2.「印鑑」
- 【問合せ先】** 健康課福祉係 ☎64-8803(直通)

平成28年4月から実施します。

# 保育料無料化の対象児を拡大します!!

## 第2子目以降保育料無料化

- 【対象児】**  
 ◎第1子目の年齢制限及び同時入所等の条件をなくしました。全ての2子目以降の児童が対象です。
- 【対象の要件】**  
 保育料の無料化の対象者は、次の要件のいずれにも該当する者とします。  
 (1) 保護者及び対象児童が下仁田町に住所を有していること。  
 (2) 保護者は、保育料の無料化を受けようとする年度の前年分及び当年分の町民税の申告をし、保育料算定に必要な税書類が提出されていること。  
 (3) 保護者は、保育料及び町に納付すべき金額に滞納がないこと。
- 【提出書類】**  
 「第2子以降利用者負担額無料化適用申請書」の提出\*申請書は、健康課福祉係及び各保育所にあります。
- 【問合せ先】** 健康課福祉係 ☎64-8803(直通)



## 4月の「保育園子育て応援(保育園体験)」活動計画



「保育園子育て応援(保育園体験)」は、在宅の3歳までの乳幼児と保護者及び妊婦さんが参加できます。参加ご希望の方は、希望される保育園へお問い合わせください。

保育園	馬山保育園		青倉保育園	
会場	保育園ホール		保育園ホール	
実施日	4/7・14・21・28		4/12(火)	
時間	10:00~11:00		10:00~11:30	
対象児	妊婦さんと3才児まで		妊婦さん~未入园児	
内容	親子の集いの広場	4月7・14・28日	親子で楽しくふれあい遊び 絵本の読み聞かせ等	
		4月21日	リトミック 乳幼児の育て方及び在園児との交流	
	※園庭開放…毎日行っています。 ・月曜日~土曜日 13:00~17:00 日曜日 8:00~18:00		親子ふれあい遊び 保育園とあそぼう 園庭開放	
準備するもの	運動の出来る服装でお出かけください。		参加ご希望の方は事前にご連絡ください。	
講師	リトミック講師 田中文華、蟻坂弘江 担当保育士 寒河江恵子			

\*保育園の見学や子育て相談、一時保育等の相談は、いつでも実施しています。ご希望の方は保育園へお問い合わせください。

■問合せ先  
 馬山保育園 82-2323  
 青倉保育園 82-2549  
 下仁田町役場 健康課福祉係 64-8803(直通)